

## 中央監視・防災センター管理運営業務委託契約書(案)

宮崎県(以下「甲」という。)と〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、中央監視・防災センター管理運営業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、中央監視・防災センター管理運営業務(以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

(委託期間)

第2条 この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、委託業務の委託期間(以下「委託期間」という。)は、令和8年11月1日から令和11年9月30日までとする。

(委託料)

第3条 委託業務の委託料並びに消費税及び地方消費税額(以下「委託料等」という。)は、次のとおりとする。

|             |   |    |
|-------------|---|----|
| 委託料         | 金 | 円  |
| (令和8年度 年額金  |   | 円) |
| (令和9年度 年額金  |   | 円) |
| (令和10年度 年額金 |   | 円) |
| (令和11年度 年額金 |   | 円) |
| 消費税及び地方消費税額 | 金 | 円  |
| (令和8年度 年額金  |   | 円) |
| (令和9年度 年額金  |   | 円) |
| (令和10年度 年額金 |   | 円) |
| (令和11年度 年額金 |   | 円) |
| 合計          | 金 | 円  |
| (令和8年度 年額金  |   | 円) |
| (令和9年度 年額金  |   | 円) |
| (令和10年度 年額金 |   | 円) |
| (令和11年度 年額金 |   | 円) |

(契約保証金)

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金 円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

(第4条 契約保証金は、免除する。)

(委託業務の処理方法)

第5条 乙は、委託業務を甲が別に定める特記仕様書(以下「仕様書」という。)及び甲の指示に従って処理しなければならない。

(再委託の禁止)

第6条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ公の書面による承認を得たときは、この限りでない。

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

(実地調査等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(成果品等の提出)

第9条 乙は、委託業務を完了したときは、直ちに成果品及び業務の成果に関する報告書(以下「成果品等」という。)を甲に提出しなければならない。

2 甲は、成果品等を受理したときは、その内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。

3 乙は、前項の規定による不合格の旨の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。前2項の規定は、この項の規定による補正について準用する。

4 第2項(前項後段において準用する場合を含む。)の検査及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

(委託料の請求及び支払)

第10条 乙は、甲から前条第2項(同条第3項後段において準用する場合を含む。)の規定による合格の旨の通知があったときは、甲に委託料等の支払請求書を提出するものとする。

なお、支払い内訳は、次の表のとおりとする。

| 年度     | 実施期間 | 金額 | 実施期間 | 金額 |
|--------|------|----|------|----|
| 令和8年度  |      |    | 11月分 | 円  |
|        | 12月分 | 円  | 1月分  | 円  |
|        | 2月分  | 円  | 3月分  | 円  |
| 令和9年度  | 4月分  | 円  | 5月分  | 円  |
|        | 6月分  | 円  | 7月分  | 円  |
|        | 8月分  | 円  | 9月分  | 円  |
|        | 10月分 | 円  | 11月分 | 円  |
|        | 12月分 | 円  | 1月分  | 円  |
|        | 2月分  | 円  | 3月分  | 円  |
| 令和10年度 | 4月分  | 円  | 5月分  | 円  |
|        | 6月分  | 円  | 7月分  | 円  |
|        | 8月分  | 円  | 9月分  | 円  |
|        | 10月分 | 円  | 11月分 | 円  |
|        | 12月分 | 円  | 1月分  | 円  |
|        | 2月分  | 円  | 3月分  | 円  |
| 令和11年度 | 4月分  | 円  | 5月分  | 円  |
|        | 6月分  | 円  | 7月分  | 円  |
|        | 8月分  | 円  | 9月分  | 円  |

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料等を支払うものとする。

3 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に委託料の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
  - (2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
  - (3) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第6条に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。
  - (4) 乙の役員等(乙の役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者という。)が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。
- 2 甲は、翌年度以降において甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額され、又は削除された場合には、この契約を解除するものとする。
- 3 甲は、前2項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第13条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記1個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第15条 乙は、委託業務を処理するためネットワーク、情報システム及び情報資産を取り扱うに当たって、別記2情報セキュリティ関連業務特記事項を遵守しなければならない。

(委託業務従事者及び業務責任者)

第16条 乙は、仕様書の定める条件により委託業務実施体制書を作成し、甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、委託業務従事者の中から業務責任者を選任しなければならない。
- 3 前項の業務責任者の職務は、次のとおりとする
- (1) 乙の委託業務従事者の配置及び委託業務実施の指示
  - (2) 乙の委託業務従事者の労務管理
  - (3) 委託業務の履行に関する甲との連絡及び調整
- 4 甲は、委託業務の履行に関する指示等は乙が選任した業務責任者に行い、委託業務従事者に対して直接これを行わないものとする。
- 5 乙は、委託業務従事者又は業務責任者を変更したときは、その都度甲に変更後の委託業務実施体制書を提出しなければならない。
- 6 甲は、業務責任者が不適当と認められるときは、乙にその交代を求めることができる。乙は、交代の請求を受けたときは、その実情を調査して速やかに交代するものとする。

(物品経費の負担)

第17条 この委託業務の実施に必要な物品等のうち仕様書で定める以外のものは、乙の負担とする。

2 甲は、この委託業務の実施に必要となる部屋、電気、水道、ガス等は無償で乙に使用させるものとする。

3 乙は委託業務が終了するとき又は第11条の規定により契約を解除されるときは、乙が使用した部屋、物品等を甲乙立会いのもとで確認し、甲に返還するものとする。

(管理上の注意)

第18条 乙は契約を履行するために必要な甲の施設物件を善良な管理者の注意義務をもって管理するものとし、特に火災その他の災害防止については、十分注意を払うものとする。

2 乙は、施設物件で使用する電気、燃料等の使用状況や各設備機器の運転状況の把握を行うとともに、光熱水費や環境負荷に関する削減策の提案及び実施を積極的に行うものとする。

(委託業務の引継ぎ)

第19条 乙は、この契約の締結において必要となる委託業務の引継ぎを、甲の指示に従い誠実に行わなければならない。

2 乙は、第11条の規定により契約を解除されるときは、甲の指示に従い委託業務の引継ぎを誠実に行わなければならない。

3 委託業務の引継ぎに関し必要な費用は、乙の負担とする。

(費用の負担)

第20条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議等)

第21条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、病院局財務規程(平成18年病院局企業管理規程第15号)第7章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年10月 日

甲 宮崎県  
宮崎県立延岡病院  
院長 山口 哲朗

乙 ○○市○○町○○番地  
○○○  
代表者 職氏名

## 別記1

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる個人番号、個人番号をその内容に含むものその他のもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密等の保持)

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

#### (収集の制限)

第3 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (適正管理)

第5 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。  
2 甲が、安全管理措置の具体的内容を指定しようとする場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

#### (事務所内からの個人情報の持ち出しの禁止)

第6 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を、甲の事業所の外に持ち出してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

#### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

#### (再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。

#### (漏えい等の事案発生時の対応)

第9 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生したおそれがある場合には、直ちに甲に報告するものとする。この場合において、甲及び乙は、当該事案の拡大及び再発を防止するために必要と認められる措置を講じなければならない。  
2 前項の場合において、甲及び乙が講ずべき措置については、安全管理措置の実施状況、当該事案によって当該個人情報に係る本人が被る権利利益の侵害の状況並びに当該事案の内容及び規模等に鑑み、甲乙協議の上、定めるものとする。

#### (損害賠償)

第10 乙は、自己の責に帰すべき事由により、委託業務の処理に関して知り得た個人情報

報の漏えい等の事案が発生し、甲に被害が生じた場合は、これを賠償する責任を負うものとする。

(資料の返還等)

- 第11 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後又は甲の求めに応じて直ちに甲に返還し、引き渡し、又は復元できない方法で廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、前項の規定による廃棄又は消去について、その実施状況を記録に残さなければならない。
- 3 乙が第1項の規定による廃棄又は消去を行った場合は、乙は、甲に対し、速やかに廃棄又は削除を行った旨の証明書を交付しなければならない。

(従事者等の特定)

- 第12 乙は、この契約による業務に従事する者及びその管理責任者（以下「従事者等」という。）を特定し、その管理及び実施体制について、甲に書面で報告しなければならない。なお、当該報告をした後にその内容が変更になった場合も同様とする。

(従事者等に対する教育等)

- 第13 乙は、従事者等に対し、個人情報の取扱いについて、必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。
- 2 乙は、従事者等が退職する場合は、当該業務に関して知り得た個人情報に関する退職後の秘密保持義務についての誓約書の提出を求める等、個人情報の漏えいを防止するために必要と認められる措置を講ずるものとする。

(特記事項の遵守状況の報告)

- 第14 乙は、甲から求めがあったときは、この特記事項の遵守状況について、甲に対して報告しなければならない。

(実地調査等)

- 第15 甲は、必要があると認めるときは、乙が処理する委託業務に係る個人情報の取扱状況について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(事故報告)

- 第16 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

## 別記2

### 情報セキュリティ関連業務特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、乙が受託者として守るべき内容を十分理解するとともにこれらを遵守しなければならない。

#### (情報資産の取扱い)

第2 乙は、情報資産（複製されたものを含む。以下同じ。）を外部へ持ち出す場合には、甲の許可を受けなければならない。

第3 乙は、情報資産が記録された記録媒体を外部へ持ち出す場合には、盗難、紛失、不正コピー等の防止対策を厳重に行わなければならない。

第4 乙は、情報資産が記録された記録媒体を廃棄する場合には、情報を復元できないよう物理的破壊を行った上、甲の承認を受けなければならない。

#### (機器等の取扱い)

第5 乙は、使用する機器、記録媒体等を第三者に使用され、又は情報を閲覧されることのないよう厳重に管理しなければならない。

#### (ID及びパスワードの取扱い)

第6 乙は、甲から使用する機器のID及びパスワードを与えられた場合は、当該情報の漏えい等が発生しないよう厳重に管理するとともに、委託業務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (機器構成の無許可変更の禁止)

第7 乙は、委託業務の遂行に当たりネットワーク又は情報システムを構成する機器の増設又は交換が必要な場合には、甲の許可を受けなければならない。

#### (ネットワークへの無許可接続の禁止)

第8 乙は、機器端末等をネットワークへ新規接続する場合又はネットワークに接続している機器端末等を他ネットワークへ変更接続する場合は、甲の許可を受けなければならない。

第9 乙は、委託業務の遂行に当たり乙が所有する機器端末等をネットワークへ接続する必要がある場合は、甲の許可を受けなければならない。

#### (ソフトウェアの無許可導入、更新又は削除の禁止)

第10 乙は、情報システムで使用する端末等においてソフトウェアの導入、更新又は削除を行う場合には、甲の許可を受けなければならない。

#### (コンピュータウィルス対策)

第11 乙は、外部から記録媒体等によりファイルを庁内に取り入れる場合は、必ずウイルスチェックを行わなければならない。

#### (情報セキュリティ対策の説明)

第12 乙は、委託業務を開始する前に、実施予定の情報セキュリティ対策その他甲から要望があった事項について甲に説明し、承認を受けなければならない。

2 乙は、委託期間中、甲から要請があった場合は、情報セキュリティ対策の履行状況その他甲から要望があった事項について甲に説明し、承認を受けなければならない。

3 乙は、委託業務が終了したときは、取り扱った情報の返却、破棄又は抹消の状況その他甲から要望があった事項について甲に説明し、承認を受けなければならない。

#### (クラウドサービスの利用)

第13 乙は、委託業務にクラウドサービスを利用する場合は、甲に対して、次に掲げる事項を事前に説明し、承認を受けなければならない。

- (1) クラウドサービスの情報セキュリティ対策
- (2) クラウドサービス上の情報資産が、国外で保存又は処理される場合に、裁判管轄や法制度等が異なることによるカントリーリスク
- (3) サーバ装置等の整備環境が、クラウドサービス提供者の都合で急変し、クラウドサービスや情報セキュリティ対策が変更となるサプライチェーン・リスク
- (4) その他甲から要望があった事項  
(従事者への周知)

第14 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても委託業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、情報セキュリティ対策に関し、必要な事項を周知させなければならない。

(事故報告)

第15 乙は、情報資産が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第16 乙は、ネットワーク又は情報システムの異常や障害を発見した場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(法令遵守)

第17 乙は、委託業務の遂行において使用する情報資産について、次に掲げる法律を遵守し、これに従わなければならない。

- (1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）
- (2) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）